

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コン ク リ ー ト	(1) 材 料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、 湿ったおそれのある場合は所定の試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1. コンクリート打設量 600m ³ に 1 回。 2. 採取場所及び材質が変わる毎に 1 回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に 1 回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	

(参考)規 格 値	管 理 方 式	処 置
JIS R 5210～5214 参照	1. 記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。 (1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。 (2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。 (3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。 2. 細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。 3. コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。 測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。
コンクリート標準示方書（施工編）による		4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
高炉スラグ粗骨材 L 1.25kg/ℓ " 粗骨材 N 1.35kg/ℓ " 細骨材 1.45kg/ℓ 絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下の JIS を適用する。 JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H）	2. 管 理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。 (3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものを用いる。 なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメントB種（スラグ混合比40%以上）又はC種、あるいはJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメントB種（フライアッシュ混合比15%以上）又はC種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下の JIS を適用する。 JIS A 5005（コンクリート用砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H）		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コ ン ク リ ー ト	(1) 材 料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	
		細骨材の塩化物イオン含有量試験（細骨材に海砂を使用する場合）	JSCE-C502 または JSCE-C503	
		砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145 又は 1146	
		配合試験		
	(2) 施 工	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法	生コンの場合は、工場の配合報告書による。 海砂を使用する場合 2 回／日、その他の場合 1 回／週

(参考)規 格 値	管 理 方 式	処 置
碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		(3)安全と認められる骨材の使用 受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法又はモルタルバー法)を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、J I S A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国営農業農村整備事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 J I Sに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、J I Sに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂及びスラグ細骨材 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		
粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下		
粗骨材 0.25%以下		
0.04%以下		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下		
	工事開始前 工事期間中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	
0.3kg/m ³ 以下		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(2) 施工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が 100m³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m³ 以上の場合：2 回／日（午前 1 回、午後 1 回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて 100～150m³ 毎に 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が 25 m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（P C は除く。）、トンネル及び高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

(参考)規 格 値	管 理 方 式	処 置
1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで運搬車の3 台毎に1 回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m³ 以内で安定するまで」とは、2 回連続して15kg/m³ 以内の値を観測することをいう。 3. 配合設計±20kg/m³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³ になるまで、全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1 回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm～25mm の場合は175kg/m³、40mm の場合は165kg/m³ を基本とする。		
2.5 cm ⊕1.0 (cm) 5 cm及び6.5 cm ⊕1.5 8 cm以上 18 cm以下 ... ⊕2.5 21 cm ⊕1.5		
指定値⊕1.5%		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コン ク リ ー ト	(2) 施 工	圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 1 回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ 毎に 1 回とする。 テストピースは 1 回につき 6 個（$\sigma_{7\cdots}$ 3 個、$\sigma_{28\cdots}$ 3 個）とする。 小規模工種で、1 規格あたりの総使用量が 20m³ 未満の場合には 1 回以上、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS 表示認証工場）において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。
		曲げ強度試験	JIS A 1106	1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験基準 打設 1 日につき 2 回（午前・午後）の割合で行う。 テストピースは 1 回につき 3 個とする。 * 1 工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。

(参考)規 格 値	管 理 方 式	処 置
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。		
1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の意見とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。		